

令和7年度 所定疾患施設療養費算定状況の公表について

介護老人保健施設において、入所者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されます。

厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します。

(1)対象となる入所者の状態は次の通り

- ・肺炎
- ・帯状疱疹
- ・蜂窩織炎
- ・尿路感染症
- ・慢性心不全の増悪

(2)上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、注射、処置等が行われた場合に算定する。また、1回に連続7日を限度とし月1階に限り算定する。

(3)診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載する。

(4)算定開始後は、治療の実施状況について、前年度の当該加算の算定状況を公表する。

【主な治療内容】

肺炎	血液検査・尿検査・血中酸素濃度の測定・抗生剤(内服・点滴注射)・酸素吸入・水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
尿路感染症	血液検査・尿検査・抗生剤(内服・点滴注射)・水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
帯状疱疹	帯状疱疹にて施設での治療が可能と判断され、内服薬、抗ウイルス剤の点滴など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
蜂窩織炎	蜂窩織炎にて施設内での治療が可能と判断され、抗生剤(内服・点滴治療)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行う。
慢性心不全の増悪	慢性心不全の増悪にて施設内での治療が可能と判断され、利尿薬や血管拡張薬やβ遮断薬などにて心臓の負担を軽くする治療を行う。

【所定疾患施設療養費算定状況】

診断名/年月		令和7年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数												
	日数												
尿路感染症	人数	5	5	3	2	6	4	7	5	7	5	6	5
	日数	34	31	17	14	30	20	49	35	33	28	42	30
帯状疱疹	人数				1		1						1
	日数				7		7						7
蜂窩織炎	人数	1					1			1			
	日数	7					7			7			
慢性心不全の増悪	人数												
	日数												